（国等に対する不支給）

第百三十九条の三　第百二十五条第二項、第七項及び第十項並びに第百三十九条第二項の規定にかかわらず、人材開発支援助成金及び両立支援等助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百三十九条の四　第百二十二条第一項、第百二十五条第二項、第七項及び第十項並びに第百三十九条第二項の規定にかかわらず、広域団体認定訓練助成金、人材開発支援助成金及び両立支援等助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

附　則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五　（略）

2～5　（略）

6　障害者初回雇用コース奨励金は、第一号から第七号までのいずれにも該当する事業主に対して、第八号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　その常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数が四十五・五人以上三百人以下である事業主であること。

三～八　（略）

7～12　（略）

（地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置）

第十六条　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金として、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　（略）

二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十一号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に熊本労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

三　対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日（次項において「完了日」という。）までの間（第五号及び第六号において「基準期間」という。）において、熊本県内に居住する求職者（雇入れに伴い熊本県内に住所又は居所の変更が必要と認められる者を含む。）（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第二号において「県内求職者等」という。）を、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及

（国等に対する不支給）

第百三十九条の三　第百二十五条第一項、第百三十三条第一項、第百三十八条の三及び第百三十九条第二項の規定にかかわらず、人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金、障害者職業能力開発助成金及び両立支援等助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百三十九条の四　第百二十二条第一項、第百二十五条第一項、第百三十三条第一項、第百三十八条の三及び第百三十九条第二項の規定にかかわらず、広域団体認定訓練助成金、人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金、障害者職業能力開発助成金及び両立支援等助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

附　則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五　（略）

2～5　（略）

6　障害者初回雇用コース奨励金は、第一号から第七号までのいずれにも該当する事業主に対して、第八号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　その常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数が五十人以上三百人以下である事業主であること。

三～八　（略）

7～12　（略）

（地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置）

第十六条　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金として、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　（略）

二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十一号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に熊本労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

三　対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日（次項において「完了日」という。）までの間（第五号及び第六号において「基準期間」という。）において、求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。）等（当該事業主に雇用されていた者以外の者にあつては、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者等（地域雇用